

徳島市公共下水道施設平面図に関する注意事項と免責事項

注意事項について

- 1 本施設平面図で提供する情報については、土地・建物等の境界や道路幅員等の形状を精密に示すものではありません。また、表示の有無・表示位置・範囲・形状・名称等について、現況との誤差があることをあらかじめご了承ください。
- 2 本施設平面図で表示する情報については、利用者の権利または義務の証明、手続・届出の資料等、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。
- 3 本施設平面図で表示する情報については、その情報の更新に努めますが、データ作成時や更新の時期により現状と異なる場合があります。
- 4 表示や出力する際に使用する機器やその使用する環境、ブラウザ等インターネット接続環境によっては、その機能が制限されたり、表示までに時間がかかる場合や本来の情報と異なる表示となることがあります。
- 5 本施設平面図で提供する内容について、詳細な情報が必要な場合は、必ず、下水道整備課までお問い合わせください。
- 6 本施設平面図は、A2用紙(59.4cm×42.0cm)に100%の大きさを印刷される時に1/2500の縮尺となっています。印刷される場合は、縮尺に充分ご注意ください。
- 7 本施設平面図を設計・工事等に利用される場合は、担当部署との協議や、下水道管の状況を現地で確認されるようお願いいたします。
- 8 宅地内の排水管(排水設備)については、所有者または使用者にご確認をお願いいたします。
- 9 表示された地形図・下水道その他の情報に関する著作権は徳島市に帰属します。本施設平面図で得られた情報をあらゆる商業的目的及び営利目的で活用することはできません。また、いかなる形式においても徳島市に無断で、本施設平面図の全部または一部を複製し、利用することを禁じます。

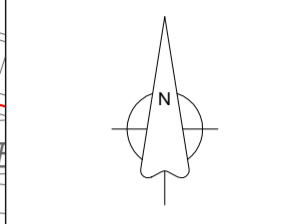
免責事項について

- 1 本施設平面図を利用することで、利用者または第三者に生じた一切の損害および障害等について、徳島市はその責任を負いません。
- 2 徳島市は地図の更新等の諸事情により、予告なく本施設平面図を変更または本施設平面図の提供を中止する場合があります。このことで、利用者または第三者に生じた一切の損害および損害等について、徳島市はその責任を負いません。

※磁針方位は、西偏約7°(2010年)です。



100-10	100-11	100-12
J00-10	J00-11	J00-12
K00-10	K00-11	



凡 例
— 境界 (汚水管・合流管)
○ 人孔 (マンホール)

この地図は、徳島市長の承認を得て、1/2,500地形図を複製したものである。(承認番号 徳島市指令都政第110号)
 この図面は、本市独自に作成したものであって、権利者及び利害関係人に直接確認の上作成したものではありません。
 従って、本図面を私間の権利関係に使用しないで下さい。使用されても本市は一切責任を負いません。
 また、道路工事等により現況と整合しない場合がありますので、現地調査の参考資料として利用願います。



作成日：令和5年7月 出図